

部課等の長 様

市 長

## 平成 30 年度当初予算編成方針について

### 1 本市の財政状況

本市の財政状況は、平成 29 年度においては、市税収入及び普通交付税は当初予算額を確保できているものの、当初予算において財源不足を補うため、約 4 億 9,100 万円もの財政調整基金を取り崩している。また、市税収入については、平成 28 年度決算の市民一人当たりの金額は県内 19 市中 18 位と低位であり、財政基盤は脆弱である。

平成 30 年度は、生産年齢人口の減少などにより、市税総額は 29 年度決算見込みに比べ約 1 億 4,000 万円（約 2.4%）の減と見込んでおり、また、地方交付税については、総務省の概算要求（地方財政収支の仮試算）と、須坂市における基準財政需要額の推計などを踏まえ前年度対比 2 億 1,000 万円（約 4.7%）の減と見込んでいる。

一方、歳出においては、超高齢社会の到来等により扶助費（社会福祉費など）、公債費など義務的経費、施設の老朽化による維持補修費、介護給付費の伸びによる介護保険への繰出金が大きく増加する。また、学校給食センターの建設費用や長野広域連合のごみ処理施設建設への負担も必要となり公共施設等整備基金等も減少していく。

以上のことから、平成 28 年度決算では、財政の健全化判断比率である実質公債費比率（8.0%）は県内 19 市中、良いほうから 12 番目、将来負担比率（33.4%）は同 9 番目と健全財政を維持しているものの、今後は財政状況の悪化が見込まれ、健全財政を維持するためには、更なる経常経費の削減を行うことなど、厳しい財政運営が必要である。

### 2 予算編成にあたっての基本的な考え

#### （1）平成 30 年度における重点的な取り組み

第五次須坂市総合計画・後期基本計画（平成 28 年度～32 年度）の推進、須坂市人口ビジョン「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性である「健康長寿発信都市・須坂」の実現、また、須坂市の現状及び国県の動向を踏まえ、次の事項を重点に取り組む。

ア 須坂市人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づいた人口減少抑制策

イ 須坂 J A P A N 創生プロジェクトの推進

- ・今ある健康長寿の取り組みのさらなる促進と情報発信
- ・地域資源を活用した新たな魅力づくり。
- ウ 学びを核とした人材（財）育成
  - ・子どもは宝プロジェクトの推進
  - ・市民が学び合うことによりコミュニティーを育み人材育成を図る。
- エ ごみ処理広域化に伴う対応
  - ・施設建設の推進、地域振興
- オ 学校給食センターの整備
  - ・PFI事業者の選定
- カ 須坂長野東インター周辺の開発
  - ・国、県など関係省庁との調整、開発の推進
- キ 須坂市の地域資源（文化・芸術、自然、農産物等）を活かした事業
- ク 笑顔とあいさつの地域づくり

## （2）市民ニーズへの対応と健全財政堅持の両立を図る予算

現在策定している平成30-32年度実施計画の財政見通しでは、市税、地方交付税ともに年々減少し、歳出においては、扶助費（社会福祉費など）、公債費、老朽化した施設の維持補修費、特別会計への繰出金が増加すると見込んでいる。

また、平成28年度決算では、実質収支は黒字であったが、実質単年度収支はわずかながら赤字となっている。

実際に、平成30-32年度実施計画においては、各課からの一般財源要求額に対して、実施計画事業に充当可能な一般財源が3年間で約50億円不足している。

短期間のうちに財政状況が好転することは考えられず、何も手を打たなければ、歳出は過大となり、基金は減少し続ける。全職員が財政の危機感を共有し、歳入の確保、歳出の削減にこれまで以上に取り組む必要がある。

実施計画に計上された事業を確実に実施するためにも、使命を終えた事業の廃止等を積極的に行い新たな財源を生み出すことや、実施する事業に優先順位を付け、費用対効果のある事業を実施することにより、多様化する市民ニーズへの対応と健全財政の堅持をしていかなければならない。

## （3）時代認識等を具体化する予算

「税や保険料を負担する人が減り、サービスを必要とする人が増える」という社会の到来を受け、地域づくり市民会議等において、市民に説明してきた次に掲げる市の時代認識等を踏まえたうえで、予算編成を行う。

◇市民との共創、自助、公助を明確化

◇将来世代に負債を負わせないで、持続的発展を須坂市がするために、「求める」から「分かち合い（愛）、譲り合い（愛）、与え合い（愛）」の社会の実現

◇真に必要とされる事業の実施と施設の整備。あれば便利だが、なくても大きな支

障のない我慢のできるものは十分検討

◇新しいものよりも、今あるものを大切にし、磨く。維持管理の時代

◇既存施設の活用、観光振興の連携、行政施策の運営など、一層の広域連携が大切になる一方、本格的な地域間切磋琢磨の時代

### 3 経済情勢と地方財政の見通し

#### (1) 経済の状況

政府の9月の月例経済報告においては、景気の基調判断を平成29年7月以来「景気は、緩やかな回復基調が続いている」とし、GDPの約60%を占めるといわれる個人消費についても、「穏やかに持ち直している。」としている。先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」としている。

また、関東財務局長野財務事務所が10月24日に発表した「最近の県内経済情勢」では、「最近の県内経済は、穏やかに回復しつつある。」と7月発表の前回から据え置いている。

一方、市が実施した4月～6月期の企業動向調査（市内製造業104社）の結果は、業況判断指数DIの平均が14.6ポイントで、前期調査結果（1月～3月 3.6ポイント）と比較して11.0ポイント上回っている。

#### (2) 国の財政

政府は、6月9日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017の中で、平成30年度は、集中改革期間の3年目であり、平成28年度・29年度に引き続き、「経済・財政再生計画」を着実に実行し、その軌道を確認なものにしていく必要がある。

平成30年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」、「経済・財政再生アクション・プログラム」、改革工程表にのっとり、経済・財政一体改革を加速する。改革に当たっては、「経済・財政再生計画」で掲げた「財政健全化目標」の重要性に変わりはなく、基礎的財政収支（PB）を2020年度（平成32年度）までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。このため、「経済再生なくして財政健全化なし」との方針の下、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革という「3つの改革」を確実に進めていく必要があるとしていたが、10月22日に実施された衆議院選挙における与党の公約が国の財政に与える影響について、今後示される国の平成30年度予算編成の基本方針などを注視していく必要がある。

#### (3) 地方財政

総務省は、平成30年度地方交付税の概算要求の考え方として、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。なお、この

概算要求は仮置きに係数であり経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成を踏まえ地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとされており、自主財源の乏しい本市では、今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向等によっては、更に厳しい財政運営を強いられる可能性もある。

平成30年度予算概算要求では、入口ベースでの地方交付税総額は、ほぼ前年並みの15兆4,454億円としているものの、出口ベースでは余剰金の活用の皆減などにより前年度予算と比較すると4,034億円、2.5%減の15兆9,264億円となっている。

#### 4 予算要求にあたっての留意事項

##### (1) 予算要求の観点

- ア 第五次須坂市総合計画・後期基本計画に沿った要求
- イ 共助・自助を基軸に含めた市民との協働とその視点
- ウ 固定概念・先入観の打破。「できないではなくできる方法」を考える。
- エ 自治体間、市民団体などとの連携、情報の共有による相乗効果
- オ 付加価値の増。「働き一両、考え五両(※)」の精神
- カ 緊急性、必要性、費用対効果などを考慮した優先順位
- キ 工夫した予算編成(ゼロ予算の推進など)

(※)一の努力は一の成果しか生まないが、アイデアを持って一の努力をすれば五の成果が出る。

##### (2) 収支均衡型の財政構造の確立

###### ア 歳入の確保

(ア) 「須坂市市税等滞納整理推進本部」において設定された目標値、市税の収納率94.07%、国民健康保険税の収納率84.81%の達成に向け市税等の徴収対策の強化を推進し、収納額の向上を図ること。また法令、条例等に基づき適正な債権管理に努めること。

(イ) 市有財産の有効活用に努めるとともに、今後活用見込のない財産の洗い出しを進め、積極的に処分すること。

(ロ) 国、県の制度の的確な把握や、公募型事業などの各種助成制度などを積極的に活用し、「徹底した」財源の確保を図ること。

(ハ) わずかであっても、広告料収入など新たな自主財源の開拓に取り組み、予算に反映すること。

(ニ) 後年度の過重な財政負担とならないよう、市債の活用については慎重に検討すること。なお、交付税措置のない起債は活用しない。

###### イ 歳出の改革＝「最少の経費で最大の効果」

(ア) 真に必要性、緊急性の高い事業かを原点に帰って考慮し、厳選すること。また、事業の優先順位をつけて、予算配分の重点化、効率化を推進すること。

(イ) 行財政改革を率先して行う勇気をもって、積極的な事業の廃止、縮小及び業務の外部委託を推進すること。(事業を廃止・縮小した場合に誰が困るのか、市

がやらなければいけないのか、市以外の者が実施したほうが成果が上がるのではないか、従来からのやり方でよいのかなどを検証)

- (ウ) 財政の健全化には経常経費の削減が不可欠である。人件費、物件費、補助費などの経常経費についても、どうしてもできない場合を除き、見直しと効率化による削減を行うこと。
- (エ) 行財政改革第四次チャレンジプラン（平成 28 年度～30 年度）で目標設定している時間外勤務時間の削減について、29 年度から導入した「部局内枠配分方式」により引き続き取り組むこと。また、正規職員はもとより嘱託、臨時職員についても、業務内容の徹底した見直しを行い、業務の効率化、雇用時間の削減を図ること。
- (オ) 旅費・需用費及び郵便料・電話料については、昨年度配分実績の 99%とする。したがって、その他の経常経費も含め、不足が生じた場合には部内で調整すること。なお、燃料費、電気料等については、消費総量の抑制を図りながら、適正に見積もること。
- (カ) イベント・講演会等については、事業の効果について検証を行い、予算編成時までに廃止・統合する事業を洗い出し、理事者と協議のうえ予算に反映すること。
- (キ) 研修等に DVD などの活用を図り、単なる講演会は、極力行わないこと。講演会については、効果をより上げるため情報の共有を行うこと。
- (ク) 嘱託・臨時職員の配置については、本当に必要か検証を行うとともにワークシェアリングを考慮すること。特に、現在補助事業を活用して配置している嘱託・臨時職員については、原則として補助対象となる期間のみの配置とする。
- (ケ) 市債同様、債務負担行為の設定は慎重に行うこと。

### (3) 新規・拡大事業の取り扱い

新規・拡大事業の要求については、原則として、新規事業 1 件につき、廃止事業 1 件以上を必要とし、新規・拡大事業に係る一般財源は、廃止事業における一般財源総額の範囲内とすること。なお、課内での調整が困難な場合にあっては部内での調整を行うこと。また、新規事業については事業の終期を設定すること。

事業の目標及び到達点を明確にし、目標を達成した場合には事業を終了すること。

### (4) 特別会計・企業会計

特別会計、企業会計については、一般会計に準じ、歳入の確保と経常経費の削減を図る中で編成すること。

### (5) その他

ア 事業目的、達成目標、費用対効果を見据えて計上すること。

イ 国の「地方創生」に向けた取り組み、国土強靱化、防災・減災対策の推進や社

会保障と税の一体改革の動向、国の平成 29 年度補正予算編成など、国・県に対する積極的な情報収集に努めること。

ウ 国・県の動向を注視し、新たな事務事業が発生するものにあつては、その必要性について十分検討するほか、廃止又は縮減となる補助事業については、安易に市単独事業として継続せず事業を廃止又は縮減すること。

エ 条例改正等で予算を伴うものについては、改正と同時に予算計上すること。

また、単年度で終了するものを除き、要綱等が整備されていない補助金については、予算計上と同時に法規担当者と協議・調整のうえ整備すること。

オ 公共施設の維持管理については、須坂市公共施設等総合管理計画により、効率的な活用と経費の節減に努めること。また、指定管理者制度委託料の見直しが必要な場合は、管理者と協議を整えたうえで予算計上すること。また、事業の民間委託、公共施設の民間移譲や指定管理者制度の導入についても検討を行うこと。

カ 市の予算が地域経済の活性化にも繋がることから、市内企業への発注や早期の予算執行について、予算編成の段階から意識すること。

キ 市民要望の多様化に伴い、関係部課間の調整を要する施策については、必ず計画段階から緊密な連絡調整を行い一層の事業効果の向上を図ること。

以上の方針を十分理解され、別紙「予算編成要領」により予算編成に努められたい。

以上、財務規則第 9 条の規定により通知する。